

特記仕様書

段戸国有林 森林環境保全整備事業 愛知3

作 業 種	林小班	仕 様		備 考
		筋 刈 又	は 筋 置	
		植 幅 (刈 幅) ○m以上	(置 残 し 幅) ○ m 以 内	
新植地拵	段戸45ろ1	2.6 m	1.8 m	
新植地拵	段戸122ろ1	2.6 m	1.8 m	

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

特記仕様書

段戸国有林 森林環境保全整備事業 愛知3

作業種	適用林小班	仕様		
		刈払方法	刈幅	その他
下刈	段戸45に	筋刈	2.6 m	4年生
下刈	段戸160た	筋刈	2.6 m	5年生
下刈	段戸160は1	筋刈	2.6 m	3年生
下刈	段戸160る1	筋刈	2.6 m	3年生
下刈	段戸162ち1	筋刈	2.6 m	3年生

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書(ステンレス入りネット)

段戸国有林 森林環境保全整備事業 愛知3

作業種	適用 林小班	作設 距離 m	網			ロープ				留め具		支柱(ジョイント式キャップを含む)		備考
			網種	目合 mm	高(幅) mm	上段 張り用	下段 押さえ用	スカート 押さえ用	控え用	アンカー	留め具	規格	長さ・径 mm	
防護柵作設	段戸 45ろ1 (5.32ha)	1,300	硬質ステンレス線ネット 1.8m+0.3m×50m (地際より1.2mまで強化) 強化部WPBΦ0.19×8本	50mm 以下	2,100mm	強化糸入 りPEロープ φ8mm	強化糸入 りPEロープ φ6mm	PEロープ φ4mm	PEロープ φ6mm	プラスチック製 430mm	ステンレスカット線 #19	樹脂製FRP支柱 支柱間隔3.0m(こ1本)	FRP支柱 φ38mm L2.4m	出入口は 別紙 位置図参 照
	段戸 122ろ1 (4.13ha)	1,600	同上									ジョイント式キャップ (支柱毎)	φ38mm ABS製	

※作設距離は実距離(斜距離)である。

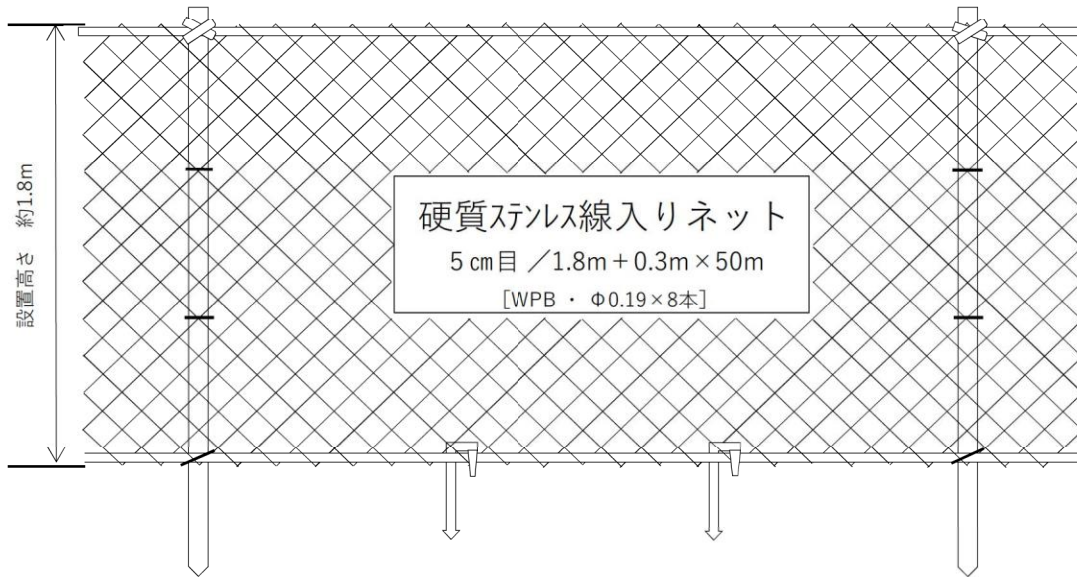
※同等規格品以上の製品とすること。

※作設仕様は別紙、標準構造図による。

※標準構造図により作設しがたい箇所がある場合は、監督職員と協議のうえ実施すること。

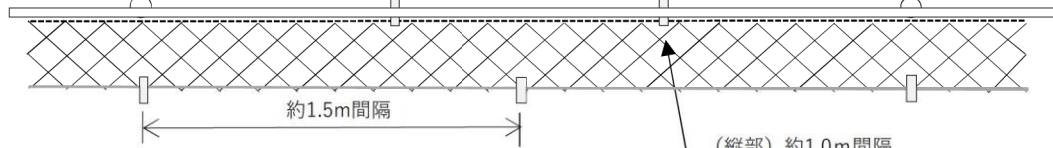
設置展開図

正面図

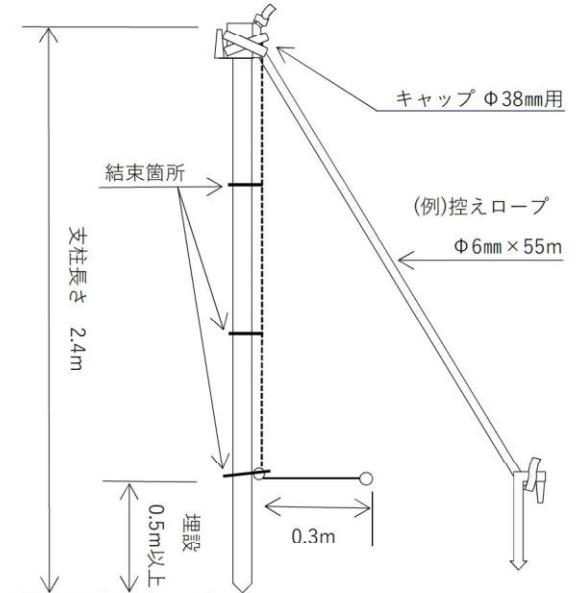


ポール間隔 約3.0m

真上図



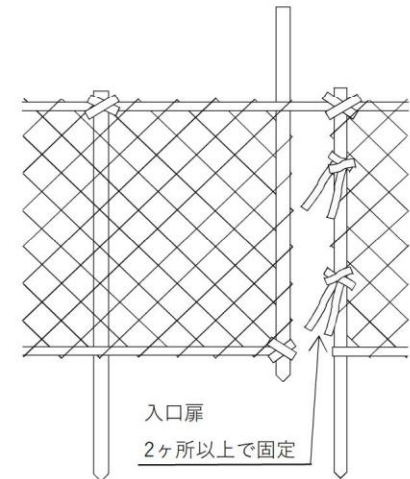
補強部 (例)



※平坦地 60cm埋設

※傾斜地は50cm埋設

開口部 (例)



品名	仕様・規格	製品単体重量	100m当たり
ネット	硬質ステンレス線入りネット 1.8m+0.3m x 50m (5cm目) / 地際より1.2mまで強化 上部0.6m (青) 下部1.2m (黒) 裾部0.3m (緑) / 強化部 WPBΦ0.19 x 8本	15.00kg/反	2.1反
ロープ	㊟強化糸入PEロープ Φ8mm / ㊟強化糸入PEロープ Φ6mm / ㊟PEロープ Φ4mm・各55m		
控え用ロープ	控え用ロープ/PE製/Φ6mm x 55m/6m間隔で片側へ設置/青	1.00kg/巻	1巻
支柱	FRP製/Φ38mm x 2.4m/ABS被覆	1.20kg/本	34本
キャップ	ジョイント式キャップ/ABS製/Φ38mm用	0.05kg/個	34個
杭(プラ製)	アンカー杭/43cm/ABS製 (ネット部固定用 134本・控えロープ 固定用12本)	0.08kg/個	146本
結束	ステンレス カット線/ #19 0.25m (330本束)	0.50kg/束	0.31束

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日(気象庁が公表している地上気象観測所等の気温)又は暑さ指数(WBGT値)が25度以上の日(環境省が公表している観測地点の暑さ指数)。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない(事業期間には不稼働日も含む)。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT値)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス2以上)により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ ※補正係数は1.2とする。$$

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類(以下「使用端末等」という。)
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間(○月○日～○月○日まで)
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名(署名・物件名)
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
下刈	令和8年10月30日	部分完了届
新植地拵、防護柵新設	令和8年12月18日	完了届

注1： 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2： 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。